

第9章 研究活動

◇本学における研究活動

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

本学では、専任教員（任期付きを除く）の個人研究費として、一律に助成する基礎研究費、学内競争的資金の性格を持つ特定課題研究費、研究に専念する期間を保証する特別研究期間及び在外研究の制度を設けている。

1) 基礎研究費

基礎研究費は、個人で行う学術研究を支援することを目的としており、任期付きでない専任教員全てを対象として一律に年間 43 万円を限度に助成する制度である。2015 年度の対象者は 649 人で、研究費決算額は年間約 2 億 4,577 万円であり、使途範囲は、図書、機械器具、消耗品の購入、手数料、旅費、謝金、諸会費と広範囲に及んでいる。また、新任の専任教員には、本学における研究基盤の確立を早期に図れるよう配慮して、初年度のみ、15 万円の増額と翌年度分の基礎研究費から 7 万円の前倒し執行を認め、初年度執行限度額を 65 万円とする措置を講じている。助成を受ける者に対しては、当該年度のはじめまでに研究計画書を、翌年度のはじめまでに研究結果報告書を所属学部長に提出することを義務付け、計画的かつ効果的な使用を促している。

2015 年度決算に見る本学教員 1 人あたりの基礎研究費使用額平均は約 37 万 8 千円である。研究の水準を上げるために手当てする学内研究費の金額としては、一部不足しているケースがあると見られるものの、実態に即した適当な額と評価できる。

適宜、制度の改善・見直しも行っており、以前の図書費中心の研究費から研究旅費も含めた使途範囲へ拡大することにより、研究者の利便性を図り多様な研究活動を支えるものとなっている。

一方、近年は、支出基準の実態との乖離（海外旅費として支給する宿泊費（定額）が渡航地によっては相場の宿泊費よりも低い等）、単年度会計に基づいて設定した執行ルール（当該年度の未使用分を「年額」を限度として次年度に繰り越すことを認めているものの、各年度末に支払申請受付期限があるため、新年度までの一定期間にわたって立て替え払いの精算が出来ない等）が不便といった意見も出ている。また、提出を義務付けている研究計画書及び報告書の一部には、具体性が乏しく記載内容が形骸化してしまっているものもある。

2) 特定課題研究費

特定課題研究費は、専任教員が特定の課題について個人で研究することを支援するために設けられている。研究期間は最長 2 年、予算総額は各年度 8,000 万円で、各学部・研究科（部局）の専任教員数に応じて按分配分している。2016 年度採択の対象者は 47 人、2015 年度からの継続 2 年目が 40 人である。2015 年度研究実施者の研究費決算総額は約 7,351 万円であった。本研究費は原則として、助成を受けようとする年度の前々年度に、文部科学省・日本学術振興会の科学研究費に応募していることを申請条件としている。各部局に設置している選定委員会において助成候補者を選定しており、個人が使用できる学内の競

争的研究資金と位置付けている。また、科研費に応募し採択に至らなかった研究課題について、次への応募を支援する役割も併せ持ち、研究者の意欲的な研究活動を助成することで学外研究資金獲得へ繋げることも目的としている。なお、使途範囲は、一部の例外を除き、基礎研究費に準じている。

特定課題研究費を受ける者は、申請の際に研究計画書を学長に提出するほか、研究開始の翌年度のはじめに教授会で研究の進捗状況を報告し、研究期間終了後に研究報告書と収支報告書を学長に提出する必要がある。さらに、2012年度以降の採択課題については、研究報告書のWeb公開を必須としている。

特定課題研究費は、長期間にわたって少しずつ予算増額や制度改正を加えてきたため、幾つかの問題点も上がっている。すなわち、①特定課題の専門分野が多岐にわたり、実際的な選定活動が行いにくくなっている。その結果申請者への均等額配分を前提として選定する部局がある、②申請者が固定化する傾向にあり、その結果として申請総額が配分予算に満たないことがある、③科研費への応募がなくとも特定課題研究費への申請を認めるという特例的な措置を恒常的に適用している部局がある、等があげられている。

3) 特別研究期間制度及び在外研究の研究費

特別研究期間制度は、勤続5年以上の専任教員を対象に、学年はじめから1年間あるいは学年暦の前期または後期の半期において一切の授業及び校務を免除し、特定の研究課題に専念する時間を確保するとともに、研究費の助成（特別研究費）を行う制度であり、その使途範囲は基礎研究費に準じることとしている。また、助成額は対象の教員1人につき120万円（半期の場合は60万円）となっており、2015年度の対象者は16人、研究費予算総額は1,980万円、決算額は約1,692万円であった。特別研究費の執行率は約85.5%となっており、研究に専念するための助成額としては適当な額と考えられる。なお、2016年度は18名が対象となったところである。特別研究期間中は、上記1)の基礎研究費も措置しており、さらに科学研究費による研究課題の実施も認めているため、集中的、複合的に研究を行うことができる制度となっている。

他方、在外研究は、専任教員を対象に学術の研究・調査のために一定期間外国に派遣するとともに、旅費として研究費相当額（在外研究費）を支給する制度である。教育活動や校務との関係によって選択可能な3種の期間（基準）とそれぞれに対応した額が設定されている。2015年度の本制度による渡航対象者は15名で決算総額は4,885万円であった。特別研究と同様に当該研究期間中に上記1)の基礎研究費も措置されていること、旅費として支給されているため煩雑な請求手続きが不要なことなどは、制度利用の一つの強みとなっている。なお、2016年度は14名が対象となっている。

4) 研究旅費

研究旅費については、上記の基礎研究費、特定課題研究費、特別研究期間制度で旅費の使用を認めている。加えて、国内の学会出張旅費を支給する制度や国外での学会会議に伴う出張旅費を助成する制度があり、本学旅費規程に基づき交通費・宿泊費・諸経費を支給している。国内の学会出張旅費は、年度内2回までの申請を認めているほか、研究発表を行う場合は回数にかかわらず当該出張旅費の申請を認めており、研究活動が活発な教員にとって大きなインセンティブとなっている。2015年度の国外学会等出張の対象者は延べ81人、旅費総額は約1,486万円、国内学会等出張の対象者は延べ525人、旅費総額は約

3,519万円であった。この研究に係る出張旅費は、「旅費」の使用に際して最優先に適用される制度である。なお、国外が目立って低いのは、授業実施に支障をきたすことのないように長期期間や複数回の申請ができないような海外出張に関する規程内容になっていること、手続きの煩雑さの違いから本来優先度の低い各研究所予算における研究費を旅費として使用しているケースが多いこと、研究分野によっては研究活動の中心が国内にあること、等が考えられる。

5) 共同研究費

本学では、優れた学際的学術研究を格段に発展させるとともに、学部・大学院、研究所及び学外研究機関等との研究交流を促進し、もって研究・教育水準の一層の向上を図ることを目的として、共同研究のプロジェクトを支援する「中央大学共同研究費助成」制度を設けている。

共同研究プロジェクトは3人以上の構成員で組織し、過半数は本学専任教員であることが条件となっている。また、任期付きの教員も研究分担者として参加することが可能な研究費である。本研究費は、大型の競争的外部資金等につながる研究シーズを助成する戦略的研究費としても期待されている。

学内競争的研究資金としての性格上、選考等の審査、実績等の評価を行うために全学的な審査委員会を組織している。一年度に新規に選定されるプロジェクトの予算額は4,500万円で、研究期間は最長3年、1プロジェクトあたり原則1,000万円を上限としている。なお、審査委員会においては、多様化する学問領域に対応しうるプロジェクト研究の選定のほか、実績評価も実施している。

共同研究費の使途範囲は、共同研究に必要な図書・資料等の購入、旅費交通費、その他幅広い使用が可能となっている。2015年度には5件が採択され開始しており、2016年度も3件が採択されている。

また、2012年度開始分より、学外機関所属の研究者の参加があるプロジェクトについては共同研究契約を機関間で締結することを求め、権利義務関係を明確にしている。また、2013年度開始分より、研究実績報告書・研究報告書を基にしたプロジェクト評価において、評価結果が極めて芳しくない場合には、採択の打ち切りや研究費の減額などの措置が執られることとなっている。

6) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学では、研究活動に必要な研修制度として、ア) 特別研究期間制度とイ) 在外研究を設けている。

①特別研究期間制度

この制度は、学年はじめから1年間一切の授業及び校務を免除し、特定の研究課題に専念する時間を確保するとともに、研究費の助成を行い、研究力を高めることを目的としている。志望者は前年度の5月31日までに研究計画書を学部長に提出し、部局で候補者を決定の上、学長に推薦し、学部長会議の議を経て9月30日までに対象者を決定している。また、当該研究期間終了後においては、1ヵ月以内に研究経過報告書を学部長経由で学長に提出し、2年以内に研究成果を学会誌・本学機関誌に発表することを義務付けている。この制度の適用により、各教員は研究に専念できる期間をまとめて得ることができるので、研究の質を高める機会としては有効なものとなっている。

本制度については、教育研究指導の特性として教員の授業・校務免除が難しかったり、学問分野の特性として後述する在外研究のニーズが低かったりする部局があったため、2013 年度開始分から制度を見直し、特別研究期間と在外研究の予算上限枠を合算した上で、各部局のニーズに応じて自由に各制度の利用者を選定できるようにしている。

②在外研究

本制度は、1年間・6ヵ月・3ヵ月という単位で外国における研究活動を認め、本学における研究の国際化の支援・推進を目的としている。いずれの期間の計画であっても当初計画に応じた期間を限度として延長することができる。志望者は5月31日までに研究計画書を学部長に提出し、6月までに各部局で候補者を決定し学長に推薦の上、学部長会議の議を経て9月30日までに対象者を決定している。

研究期間終了後は、6ヵ月以内に研究経過報告書を学部長経由で学長に提出することを義務付けている。

この研究制度は、本学教員の国際的な研究力を高める研修の機能を果たしている。しかし、特別研究期間でも研究費を海外旅費として使用できるように改正したため、外国での研究活動に特化した制度としての特色は薄れている。また、申請しやすいように短期の制度も設けたため、研究時間のまとまった確保にはつながらず、研究専念義務から現地受入機関の用務ができない、といった問題点も出てきている。

近年、特別研究期間に海外で研究活動を行う者や、在外研究中に科学研究費による活動を並行して行う者が徐々に増えてきている。これらの制度により研究時間を確保した上で科学研究費等を活用して研究を推進しているということでは、両方の利点をうまく組み合わせることが出来てきているということも可能である。

7) 教員個室等の教員研究室の整備状況

①個人研究室

本学では、全専任教員に約20㎡の個人研究室と基本的な備品を提供している。使用できるのは開門している時間帯であるが、届出により終夜利用も可能となっており、設備の面からも研究活動の支援に配慮している。また、各部局の個人研究室があるフロアに受付窓口業務を行うパートタイム職員を配置したり、準備室に専任の室員を配置し簡単な研究補助業務も請負ったりするなど、設備面に加えてサービス面での支援充実も図っている。

また、多摩キャンパスにおいては、2007年から3年計画でアスベストを含む天井吹き付け材の除去、耐震補強、外壁塗装を実施し、より安全な研究環境を確保するとともに、2009年度からは熱源切替工事により個別空調管理方式へと移行し、環境に配慮しながらも快適な研究環境の提供が実現している。さらに、2010年度においては3月に発生した東日本大震災を踏まえ、今後の震災に備えて、教員個人研究室の書架固定等、人命に対する安全確保を実施している。

②共同研究室

個人の研究活動を促進する場を提供すると同時に、共同研究活動を促進する場として各部局において1～14室の共同研究室も提供している。現在は部局毎に共同研究室を配分してその運営を任せている。

(2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど 教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

本学は、ティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）に関して、中央大学ティーチング・アシスタントに関する規程を定め、同規程に基づいて運用しているが、その趣旨は、「本大学大学院に在学する学生をティーチング・アシスタントとして採用し、教育活動に関する補助業務を行わせるとともに、これを通じて当該大学院生の教育・研究能力の発展に資すること」としている。具体的な TA の業務としては、ゼミの指導・援助や、実験、実習、実技の際の指導・監督が一般的であるが、学部によっては、宿題・(小) レポート・試験等の採点後における入力等の補助業務、試験の監督、履修指導を担当し、本学の教育活動の支援（補助）並びに TA となる本人の教育において一定の効果・成果を上げている。

これらの業務の実施にあたっては、TA を組織的に活用するため、学部長の責任下において各々の授業担当者等の指示に基づき、教授会が必要と認めた実験、実習、演習その他教育活動に関する補助業務を行うことで、その活用の適切性を担保している。

他方、大学院研究科における具体的な TA の業務としては、博士後期課程に在学する学生が、博士前期課程または修士課程の授業のうち、研究科委員会が必要と認めた実験、実習、演習その他教育活動に関する補助業務を行っている。

TA の採用実績については、大学基礎データ（表2 全学の教員組織）の備考欄の通りであるが、学部・研究科毎に TA を利用できる範囲を定めることになっているため、それぞれの学部・研究科の必要度合いに応じて活用の程度に差が生じている状況にある。特に同制度については、専ら予算上の理由から優先順位の高い教育活動に限定した、TA の現状規模を維持している。

また、リサーチ・アシスタント（以下、「RA」という。）については、中央大学リサーチ・アシスタントに関する規程を定め、本学の博士後期課程に在学する学生を RA として採用し、本学が行う研究プロジェクト等の各種研究活動（以下「研究活動」という。）に関する補助業務を行わせることにより研究活動の強化・充実を図り、併せて大学院生の研究能力の向上発展に資することを目的としている。

大学院研究科における RA の採用実績は大学基礎データ（表2 全学の教員組織）の通りであり、研究科による違いはあるものの、いずれも学生の教育研究活動に資すると同時に、教員の教育研究の負担を軽減するものとなっている点でも有効に機能している。

なお、専門職大学院は TA 及び RA に関する制度を有していないため、国際会計研究科においては専任教員がきめ細かに学生の指導・支援にあたっているほか、法務研究科においては教育研究支援室や実務講師が、また、戦略経営研究科においては助教が、それぞれ十全な教育研究支援を行っている。

参 考

【2015 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 経常的な研究環境の整備に関する本学の強みの一つは、一定の予算規模を持つ多様な（個人あるいは研究プロジェクト対象の）研究費制度を設けていることである。本学の専任教員は、主要他私立大学と比べても一定の水準を超えた経常的研究費を利用可能な状況にある。新任教員に対しても、着任後早期に研究基盤を確立できるよう、基礎研究費の増額・翌年度

分の一部前倒し執行を可能とする措置を講じている点は、あまり例がない優れた制度である。

<問題点および改善すべき事項>

- 研究時間を確保する方が貧弱であることは共有されているものの、改善されていない。2013 年度実施分から特別研究期間と在外研究の候補者選定の仕組みを変更し、両制度の有効活用を図りつつ、まとまった研究時間を確保出来るように努めている。しかし、平常時の研究時間の確保においては、入試その他の学内校務だけでなく、カリキュラムの細分化による教育負担等も増加しているため、各部局において教育以外の業務負担を軽減する方策を検討し実行してもらう必要がある。
- 問題点の第二は、研究費がどの程度学术界や社会へ還元されているかの検証がなされていないことである。特定課題研究費と共同研究費の成果報告書は 2012 年度採択分より Web で公開しているが、研究活動の結果が、その後どのように発展し、実践し、還元されているかの具体的な検証は不十分である。2014 年度に、本学の研究者情報データベースを利用した分析を試行的に実施したが、基礎的なデータが偏っているため有意な結果は得られていない。
- 問題の第三は、社会や大学の環境変化に対して、研究費制度や予算のあり方の対応が追いつかず硬直化している可能性が見られることである。研究費制度レベルでも、制度設計当初の趣旨がさまざまに解釈されるようになってきたり、社会の意識変化に対応できていない扱いが残存したりしているほか、予算を消化することが重視される傾向も見られるところである。また、学内研究費制度を俯瞰した場合に、これらの種類・構成が時代状況及び社会状況に照らして最適なのか、検証し直す必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 多様な研究費制度については、予算枠を今後も維持していくことを念頭にしつつ、効果的な活用が出来るよう、制度・運用の検証を行うこととする。
- 研究時間の確保については、2015 年 4 月設置の研究戦略会議においても根本的な課題として取り上げて改善策を検討していくこととするが、研究活動にかかる事項だけを改善して達成出来るものではないため、学部長会議や学部教授会等と連携し、中長期的に取り組むこととする。
- 研究費の成果報告書は、引き続き学術情報リポジトリへの収録のほか、何らかの対応ができないか検討する。2014 年度に、試行した研究活動情報の分析は、学外の WoS や Cinii、あるいは学内の研究者情報データベースのようなものを活用して、基礎データを充実し、分析・評価の精度を上げるように試みる。有効な分析・評価がなされた場合には、研究戦略会議における研究推進の対策検討の基礎とする。
- 学内研究費制度の有り方の見直しについては、特定課題研究費の選定方法や学内助成（特別図書）の取扱要領について、引き続き教学執行部（学部長会議）で検討し、2015 年度中には一定の結論を得るように努める。学内研究費制度全体の評価は、2015 年度から研究戦略会議で適時検討を行っていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 「多様な研究費制度のあり方」については、制度・運用の検証を学部長会議、研究・教育問題審議会にて検討する見込みとなっている。

- 「研究時間の確保」については、その困難な状況について研究者から聞く機会が複数あり、まずは学事部研究助成課で提案できる施策について具体的な取組みを検討している。
- 「研究費の成果報告の効果的な発信方法」について、学術情報流通の要である本学図書館職員との意見交換に着手した。
- 「学内研究費制度の有り方の見直し」については、個別の研究費制度の改善を教学執行部（学部長会議）で検討している。2016年5月には、共同研究費の費目間流用制限を「費目毎の予算額に対して50%」を超える場合には計画変更願を提出し学部長会議に諮るというルールを、科学研究費助成金の執行ルールに準じて「当該年度の予算総額の50%」に緩和すること及び2017年度募集分および2016年度実施分において適用することが了承された。

【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 経常的な研究環境の整備に関する本学の強みの一つは、一定の予算規模を持つ多様な（個人あるいは研究プロジェクト対象の）研究費制度を設けていることである。本学の専任教員は、主要他私立大学と比べても一定の水準を超えた経常的研究費を利用可能な状況にある。新任教員に対しても、着任後早期に研究基盤を確立できるよう、基礎研究費の増額・翌年度分の一部前倒し執行を可能とする措置を講じている点は、あまり例がない優れた制度である。

<問題点および改善すべき事項>

- 研究時間を確保する方途が貧弱であることは共有されているものの、改善されていない。2013年度実施分から特別研究期間と在外研究の候補者選定の仕組みを変更し、両制度の有効活用を図りつつ、まとまった研究時間を確保出来るように努めている。しかし、平常時の研究時間の確保においては、入試その他の学内校務だけでなく、カリキュラムの細分化による教育負担等も増加しているため、各部局において教育以外の業務負担を軽減する方策を検討し実行してもらう必要がある。
- 研究費がどの程度学术界や社会へ還元されているかの検証がなされていない。特定課題研究費と共同研究費の成果報告書は2012年度採択分よりWebで公開しているが、研究活動の結果が、その後どのように発展し、実践し、還元されているかの具体的な検証は不十分である。2014年度に、本学の研究者情報データベースを利用した分析を試行的に実施したが、基礎的なデータが偏っているため有意な結果は得られていない。
- 社会や大学の環境変化に対して、研究費制度や予算のあり方の対応が追いつかず硬直化している可能性がある。研究費制度レベルでも、制度設計当初の趣旨がさまざまに解釈されるようになってきたり、社会の意識変化に対応できていない扱いが残存したりしているほか、予算を消化することが重視される傾向も見られるところである。また、学内研究費制度を俯瞰した場合に、これらの種類・構成が時代状況及び社会状況に照らして最適なのか、検証する必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 「多様な研究費制度」については、執行ルールの見直し等により分かりやすい制度とすることを引き続き検討するとともに、科研費をはじめとする外部資金の獲得に資するよう研究者に活用を促す。
- 「研究時間の確保」については、研究者の声を聞き、まずは学事部研究助成課を中心に実

現可能で優先順位の高いアイデアから着手する。

- 「研究費の成果報告の効果的な発信方法とその効果測定」については、学術情報流通の要である本学図書館と研究支援室との意見交換を進め、実現可能な施策を検討する。
- 「学内研究費制度のあり方の見直し」については、現状に対する研究者の声を聞き、より良い制度とするための提案を、学部長会議または研究・教育問題審議会において検討する。

2. 教員の研究活動が活発に展開されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 論文等研究成果の発表状況

研究発表の場としての学内定期刊行物は、本学の専任教員の研究成果を掲載するものとして学部・研究科で発行するもの、大学院学生の研究成果を掲載するもの、特定分野の専任教員の研究成果を中心に掲載するもの、研究所等の紀要等、その他の紀要等を刊行しており、本学における発表の場は十分に確保している。さらに、各教員は国内外出版社による著書・学術誌、各教員が所属する国内外の学会及びその機関誌等に発表している。近年の論文等の発表の状況は表9-1、9-2の通りである。

[表9-1 論文等発表件数(年間)]

単位：件

年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
全学計	669	698	819	832	849
法学部	35	43	50	95	91
経済学部	79	77	80	61	105
商学部	71	64	78	90	79
理工学部	286	347	384	407	374
文学部	82	69	78	77	102
総合政策学部	38	28	50	52	36
全学連携教育機構	—	—	1	2	4
国際会計研究科	6	8	6	15	11
法務研究科	62	55	82	21	32
戦略経営研究科	10	7	10	12	15

[表9-2 専任教員一人当たりの論文等発表数]

単位：件

年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
全学計	0.92	0.96	1.13	1.15	1.20

出所：本学「自己点検・評価マネジメントシステム」(2016年5月1日の数値として登録されているもの)
 ※件数は「自己点検・評価マネジメントシステム」における「専任教員の年間論文発表件数」。

(2) 国内外の学会での活動状況

本学では、教員の学会活動を制度的に支援するために次の制度を設けている。

1) 国内学会旅費支給

国内の学会参加に際して、年度内2回に限り旅費を支給している。ただし、研究発表を行う場合及び特に必要がある場合については、参加回数にかかわらず支給を行っている。

2) 学術国際会議派遣費支給

学術国際会議において研究発表または会議の運営に重要な役割を担当するときは、原則として年1回の派遣費を支給している。

3) 国内学会開催補助

本学で開催される本学専任教員が関係する学会開催に係る事務経費の一部を、当該学会

の参加人数により3万円～15万円の範囲で補助している。なお、本学で開催された学会のうち、補助の対象となった学会数は、2011年度：7件（12件）、2012年度：5件（7件）、2013年度：8件（16件）、2014年度：10件（19件）、2015年度：7件（13件）であった（※カッコ内は、事務経費の一部補助は受けていないが施設使用料の減免措置を受けた学会数を含めた件数）。また、2015年度期中から、上記補助の対象になった学会に限って、学内印刷室での資料印刷も行っている（費用は学会に請求）。

4) 学術国際会議開催補助

国際的な学術会議の日本での開催が従来から要望されているが、当該学術国際会議を主催する国際学術団体または関係国内学術機関が本学での開催を要請している場合において、100万円以内の開催補助費を支給している。

なお、近年の学会等での発表数は、表9-3、9-4の通りである。

[表9-3 年間の学会等発表数]

単位：件

年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
全学計	923	863	899	1,077	1,279

[表9-4 専任教員一人当たりの学会等発表数]

単位：件

年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
全学計	1.26	1.19	1.24	1.50	1.81

出所：本学「自己点検・評価マネジメントシステム」（2016年5月1日現在で登録されているもの）
※件数は本学「自己点検・評価マネジメントシステム」に登録の「口頭発表、学会・研究会報告」の件数に限る。

また、本学専任教員の学会活動を奨励する意味で中央大学学術研究表彰規程を定め、優れた研究成果を挙げて学会等から賞を受けた教員に対し、その功績を表彰するとともに、学術研究活動の奨励を目的とする表彰制度を設けている。近年の表彰状況は次の通りである。

- 2011年度受賞者 7名 奨励金各25万円
- 2012年度受賞者 7名 奨励金各10万円
- 2013年度受賞者 4名 奨励金各15万円
- 2014年度受賞者 1名 奨励金各30万円
- 2015年度受賞者 12名 奨励金各10万円（1件につき）

(3) 学内研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

学内の研究助成では、基礎研究費のほか、個人研究支援のための学内競争的研究資金である特定課題研究費、共同研究プロジェクトを支援する学内競争的研究資金共同研究費、及び後述する各教員が所属する研究所の研究活動費があり、これらによって研究プログラムを展開している。

特定課題研究に関しては、採択1年目（2016年度採択分）：47名、採択2年目（2015年度採択分）：40名が助成を得て研究を展開している。

また、共同研究費に関しては、2014年度採択プロジェクト：1件、2015年度：5件、2016年度3件が助成を得て研究活動中である。

参 考

【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 基礎・基盤となる研究の推進、研究者のライフワーク研究を支える基礎研究費、特定課題研究費や共同研究費等、自由応募による各種の研究費制度は他大学と比べて充実しており、多彩な研究活動を推進する環境が整っている。

<問題点および改善すべき事項>

- 特定課題研究費や共同研究費の成果報告書はWeb公開しているものの、研究期間終了後にどのような成果として結実したのかについての記載は必ずしも十分ではなく、教育、研究の高度化や社会への還元への寄与度も明確でない。
- 基礎的、基盤的な研究は研究者個人ベースで推進されている。一方で、本学の研究の柱となる拠点形成に向かう研究、大型の公的研究費等については、戦略的な取組みがなされていない。研究者や研究支援者の個人的努力と能力に依存しており、当該個人への支援が弱いばかりでなく、全学的・組織的な対応ができていない。公的研究費が学際化・大型化する中にあって学内外との研究連携も遅れている。
- 研究活動を活性化・支援のためのリソース投下が不十分である。研究推進支援本部を設置し、具体的な施策の遂行を担わせることとしたが、同組織への人的、資金的支援は従来とほぼ変わりがない。学内研究費を学外資金へ結びつけたり、研究者のマッチングを進めて学際的プロジェクトを組成したり、あるいは研究成果の適切かつ有効な発信をしたりするために、投下すべき人材と活動経費が整備できていない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 多様な研究費制度において、各制度の実質化が図られ、透明性が担保できるよう、継続して検証を行うこととする。
- 2015年3月に中央大学中長期事業構想を策定し、2015年4月に研究戦略会議を発足したことから、同会議で本学における研究の理念・基本方針の再構築とこれに基づく研究戦略を策定する。2015年10月までに中長期事業計画が策定される予定のため、この計画策定の動きと並行して研究戦略会議で具体的な計画策定を行う。
- 学事部研究助成課や研究推進支援本部（研究支援室多摩分室）では、これらの計画を元に、各研究費制度の改善を進めたり、学内研究費の成果報告のあり方、公表方法を再度検討したりする。また、研究者マッチングなどによる共同研究や研究拠点形成に向けた活動を進める。
- 研究活性化・支援のためのリソース投下が不十分な点を改めるため、組織戦略に基づく資金活用になっているとは言い難い間接経費の活用実態を見直し、研究戦略会議の下で戦略的に活用できるよう、学内調整を進める。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 「多彩な研究費制度の検証」については、適宜、学部長会議において議論され、制度・運用を検証している状況であるが、具体的な結論には至っていない。
- 「本学における研究の理念・基本方針の再構築とこれに基づく研究戦略の策定」については、2015年10月19日開催の研究戦略会議において「中央大学研究推進基本方針」を策定し

たところである。

- 「各研究費制度の成果報告、公表方法の検討」については全学の広報委員会・広報室のブランディング活動に足並みを揃えるべく広報室と研究支援室との組織間連携に着手した。
- 「研究者マッチングなどによる共同研究や研究拠点形成に向けた活動」については、試行的に学内における研究者同士のマッチングを行っている。
- 「間接経費の活用実態の見直し」については、研究戦略会議において活用計画を検討の上、予算申請を行ったが、調整がかなわず実現には至っていない。

【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 研究者のライフワーク研究を支える「基礎研究費」に加え、「特定課題研究費」や「共同研究費」等、学内研究費制度が充実している。

<問題点および改善すべき事項>

- 特定課題研究費や共同研究費の成果報告書を Web 公開しているが、研究期間終了後の展開、教育や社会への還元への寄与度についての組織的な把握が不十分である。
- 本学の研究の柱となる拠点形成に向かう研究、大型の公的研究費等については、研究戦略会議を中心に戦略的な取組みに着手しているが、その前提となる本学の研究活動状況・学術情報発信状況の把握といった「研究 IR (Institutional Research)」を充実させることが急務である。
- 研究推進支援本部を設置し、具体的な施策の遂行を担わせることとしたが、人的、資金的リソースは従来通りである点がボトルネックとなっている。学内研究費を学外資金へ結びつけたり、研究者のマッチングを進めて学際的プロジェクトを組成したり、あるいは研究成果の適切かつ有効な発信をしたりするために、人材と活動経費を充実させることが急務である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 学内研究費の種類ごとの金額を学内限定の Web サイト上で確認できるようにするなど、学内研究費の充実度を「見える化」することを、まずは学事部研究助成課を中心に検討していく。
- 上記の方策と合わせて、特定課題研究費や共同研究費を受給した研究者・研究グループのその後の展開の「見える化」として、科研費等の獲得に結びついたかなどを整理し、関連する会議体に報告することを、学事部研究助成課を中心に検討していく。
- 「研究 IR」に必要な要素を調査し、学内の連携や予算化により実現できるかどうかについて、まずは研究支援室を中心として検討していく。
- 安定した研究支援を行うために不可欠な条件を精査し、必要な支援体制を整備するための予算の獲得をめざし、研究推進支援本部として学校法人に対し交渉を行っていく。

3. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 附置研究所における研究活動の状況

本学における科研費の申請数（採択数）は、新規・継続を含め、2015年秋に336件の申請を行い(2016年4月に)222件の採択を受けた。過去5年間に申請件数は41.7%増加し、採択件数も41.4%の増加となっている。一方、助成金額合計は2015年秋申請(2016年4月採択)

で4億2,971万円となり、過去5年間に2%増加した。件数の増加要因としては、①新任教員や若手研究者を中心に積極的な申請がされるようになってきたこと、②研究支援部署が説明会を複数回実施するとともに、丁寧な申請書の内容チェックを行ったり個別相談会を開催したりしてきたこと、③採択金額より申請件数の増加を優先としてきたこと、などが挙げられる。

過去5年間の申請件数並びに採択件数の増加率は、関東の大手私大の中でも上位に位置すると推測される（JSPSが公表しているH23年度～H27年度のデータ比較による）が、増加件数や実際の採択件数ではなお大きな差がついている。ただし、本学の申請状況は今なお理工学部や研究開発機構によるものが過半数を占めており、研究者の大半を占める文系学部・大学院研究科からの申請余地はまだ大きい。また、これまでは申請者を増やすことを重視してきたが、今後は研究体制の高度化（種目のスケールアップ）等に向けた努力も必要である。

（2）科学研究費の申請とその採択の状況

多摩キャンパスにおいても、2015年4月より研究推進支援本部とその事務所管となる「研究支援室多摩研究支援課」（学事部研究助成課と兼務）が発足したことから、科学研究費以外の公的研究費の受入れについて、積極的に対応を始めたところである。また、これらの組織改変に先立ち2014年5月にURAを2名（学事部研究助成課、研究支援室各1名）採用し、学内研究者のマッチングや研究資金申請の支援を強化した結果、2015年度には文系学部において、8件約1,603万円の公的研究費による研究活動が行われた。

【表9-5 2015年度 多摩キャンパスにおける公的研究費の実施状況】

所管	種別	内容
科学技術振興機構(JST)	戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）(RISTEX)	「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」「認知症高齢者の医療選択をサポートするシステムの開発」
科学技術振興機構(JST)	革新的イノベーション創出プログラム(COI STREAM)	真の社会イノベーションを実現する 革新的「健やか力」創造拠点
科学技術振興機構(JST)	戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）(RISTEX)	保護と自律のバランスがとれた個人情報保護の法的条件の検討
日本学術振興会（JSPS）	課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業（先導的人社）	少子化対策に関わる政策の検証と実践的課題の提言
総務省	戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)	観光客の満足度向上のための情報提供技術の研究開発
鹿児島県	鹿児島県ウナギ資源増殖対策協議会	
文部科学省	先導的大学改革推進委託事業	法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究
環境省	委託研究	H26年度ニホンウナギ保全方策検討委託業務
一般社団法人全日本持続的養鰻機構	水産庁再委託	養殖鰻の放流効果の検証

参 考

【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 科研費の申請及び採択については、まずは申請者を拡大するという取組みが一定の成果をあげていると見られる。文系学部では2014年秋申請で15名、2013年秋申請では22名が事実上初めて研究代表者として応募しており、従来の、全く固定化された申請者からは申請者の拡大が図られている。
- 2014年4月に全学的な学外研究資金等の受入規程が制定されたこと、2014年4月にURA

を2名（学事部研究助成課、研究支援室各1名）採用したこと、2014年度中に全学的な研究推進体制の構築に向けて学内での議論が深まったことにより、文系学部等においても、学外研究資金による研究活動を実施したい研究者への環境が整備された。その結果、文系学部においても若干の公的資金の導入が図られた。

<問題点および改善すべき事項>

- 科研費に対する取組みにおいては、①個人ベースの研究種目から、共同研究種目への発展、高度化を促す取組みが求められる。②初申請者が徐々に増えているとは言え、本学の教員数からすると、文系学部を中心にまだまだ申請者数はのばすことが出来る。「学内研究費で十分、科研費は不要」という研究者に対してどのように取り組んでいくのかが大きな課題となっている。
- 研究戦略会議や研究推進支援本部を設置したが、事務体制に大きな変化はなく、多摩キャンパスにおいては学事部研究助成課が研究支援室多摩研究支援課を兼務して、拡大した業務を所管している。一時的な対応ではなく、抜本的な体制整備に向けて継続的な検討を行っていく必要がある。事務体制と同様に研究実施機関についても、学外研究資金を研究推進支援本部が暫定的に行う状況から、研究所で実施する方向へなるべく早期に改める必要がある。
- 研究活性化・支援のための法人部門からのリソース投下や関与が不十分である。URAのような専門職の更なる増員と活用が求められるほか、研究実施機関や研究支援部局が研究費の執行管理、資産管理の実務まで行っている現状を改める必要がある。全学的に行われる活動であるにもかかわらず、研究実施部署、支援部署に過剰な権限と責任が集中しており、極めてリスクが高くなっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 文系学部における科研費等の学外研究資金の伸長・高度化には、適切な研究者情報の把握が必要であることから、研究推進支援本部が学内外の情報DBを活用してこれら情報の収集・分析・評価を行う。その上で研究者のマッチング等を行うこととするが、研究者の研究スタイルは尊重しつつ、学外研究資金情報の十分な提供、研究成果の発信等を通して、こうした資金への意欲を喚起するように努める。
- 研究戦略会議と、中長期事業計画を定める総合企画委員会あるいは法人との意見交換を密にして、教学と法人が協同して研究推進のあり方を改善する仕組みを検討する。これには数年を要する可能性もあるが、研究実施機関・研究支援部署の役割・運営体制の見直しや、法人と教学の業務分担の見直しとリスクの分散管理等を課題とする。なお、公的研究費の適正な管理活用に関しては監査法人からコンサルティングを受けており、こうしたアドバイスも活用していく。
- 上記の検討が数年を要する間にも進行する、他大学・他機関との競争的な研究の状況に対応するため、間接経費を活用して研究者をめぐる環境の整備や専門職人材の採用を進める。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 「研究者情報の把握のための情報収集・分析・評価」については、URA2名（学事部研究助成課、研究支援室各1名）が2016年1月に「本学研究活動状況の調査・分析・評価に関する検討状況について」を取りまとめ、学事部大学評価推進課を通じて本学の外部評価委員に提出するとともに、2016年2月8日開催の研究推進支援本部運営委員会にて報告した。また、

「学外研究資金情報の提供、研究成果の発信」については、学内向けに Web や掲示板を使い実施している。

- 「研究実施機関・研究支援部署の役割・運営体制の見直しや、法人と教学の業務分担の見直しとリスクの分散管理等」については、公的研究費の適正な管理活用に関して監査法人からコンサルティングを受けている状況である。
- 「間接経費を活用した研究環境の整備や専門職人材の採用」については、研究戦略会議において間接経費の予算案を検討し、予算申請したものの、人材の採用には至らなかった。

【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 科研費の申請及び採択については、文系学部では 2015 年秋申請で 15 名が事実上初めて研究代表者として応募しており、申請者数を増やすための取組みが一定の成果をあげていると見られる。
- 2014 年 4 月に全学的な学外研究資金等の受入規程が制定されたこと、2014 年 4 月に URA を 2 名（学事部研究助成課、研究支援室各 1 名）採用したこと、2014 年度中に全学的な研究推進体制の構築に向けて学内での議論が深まったことにより、文系学部等においても、学外研究資金による研究活動を実施したい研究者への環境が整備された。その結果、文系学部においても 8 件約 1,603 万円の公的研究費による研究活動が行われるなど、若干の公的資金の導入が図られた。

<問題点および改善すべき事項>

- 科研費に対する取組みにおいては、①個人ベースの研究種目から、共同研究種目への発展、高度化を促す取組みが求められる。②初申請者が徐々に増えているとは言え、本学の教員数からすると、文系学部を中心にまだ申請者数をの増加を図ることが可能である。
- 研究戦略会議や研究推進支援本部を設置したが、事務体制に大きな変化はなく、多摩キャンパスにおいては学事部研究助成課が研究支援室多摩研究支援課を兼務し、拡大した業務を所管しているため、業務量に見合った人員配置が急務となっている。
- 研究実施機関や研究支援部局が研究費の執行管理、資産管理の実務まで行っている現状を改める必要がある。全学的に行われる活動であるにもかかわらず、研究実施部署、支援部署に過剰な権限と責任が集中しており、極めてリスクが高くなっており、内部監査室、経理部、管財部等の関係部署と現状認識を共有し、業務分担の見直しを検討する必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 引き続き、科研費の申請者数を増やすために、説明会の開催や面談を重ねていくなど、現状における取組みを着実に推進していく。
- 文系学部における公的資金の導入支援を強化するため、2017 年 4 月を目処に URA の増員を計画する。
- 学事部研究助成課が研究支援室多摩研究支援課を兼務しているが、現状の拡大した業務に見合った人員増加計画を 2017 年度に向けて立案する。
- 公的研究費の適正な管理活用に関して監査法人からコンサルティングを受けており、内部統制を適切に行うための権限と責任の分散のあり方を、公的研究費適正使用推進委員会において検討していく。

4. 研究成果の公表、発信の仕組み、知的資産の権利規程等

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

1) 学術図書出版助成

本学では研究成果の公表を支援する措置の一環として「学術図書出版助成」制度を設けており、専任教員または名誉教授の研究成果（共同研究を含む）で、1）専門の学問領域におけるすぐれた研究業績、2）外国の古典その他の文献で、学術的価値の高いものの翻訳、3）古文書、その他の貴重な文献・史資料の翻刻または覆刻、4）その他1）～3）と同等の学術的価値を有し出版に値するもの、のいずれかに該当する出版を対象として助成を行っている。1件につき400万円を限度として総額1,200万円の予算を組み、発行部数は1件700部を上限として、中央大学出版部から出版している。一定水準の予算規模をもつことで、例年有効に利用されてきている。なお、選定にあたっては、各学部等に設置された助成図書審査委員会の審査報告を踏まえて学長が選定する。2015年度は1点を刊行した。

2) 中央大学研究情報システム

研究成果の公表を支援する措置の一環として「学術情報リポジトリ」を2012年より公開している。2016年5月現在、34種の紀要ならびに学位論文を登録し、公開論文数は3,863件（その他学内限定公開を含めると、5,437件）となっている。国立情報学研究所のデータベースとの連携がなされており、多くの閲覧が期待できる。検索エンジン等からもアクセスすることができる。

また、研究者の研究業績情報、現在の研究課題等をデータベース化した研究者情報データベースを運用し公開しているほか、研究者の研究内容を紹介し、産学連携の一助とするための「シーズデータベース」が稼働している。現在、理工学部197件、経済学部4件、文学部3件、総合政策学部7件、研究開発機構9件のシーズが登録されている。

一方で、URAによる個別研究者へのアプローチ及び理工学研究所と提携している外部TL0である株式会社キャンパスクリエイトによる研究者のヒアリングが順調に進捗している。その結果、学内のデータベースのみならず、キャンパスクリエイト社のWebデータベース「オープンイノベーション推進ポータル」への本学のシーズ情報の掲載が進んでおり、2016年5月現在で13件の本学シーズが登録されている。

(2) 知的資産の権利に関する学内規程の整備状況

本学では、教育・研究と並ぶ大学の大きな使命である「社会貢献」を果たすため、知的財産の創出と適切な管理・活用システムを確立すべく、知的財産に係る産学官の連携、施策を集中的かつ計画的に推進することを目的に、2005年4月1日に「中央大学産学官連携・知的財産戦略本部」（Chuo university Liaison and Intellectual Property management office 略称：CLIP）を設立し、同時に「中央大学知的財産ポリシー」を定めている。中央大学知的財産ポリシーは、本学の教職員や学生等によって創出された知的財産の取り扱いに関する基本的な考え方や、産学官連携活動への全学的な取組み姿勢を学内外に示して理解を求め、研究・教育成果の効果的な社会還元をその目的としている。

なお、本学では、本学の研究力を向上させ新たな知の創造と成果の還元により社会に貢献

することを目的として、2015年4月1日に「研究戦略会議」を設置しており、これに伴いCLIPは、全学的な研究活動に係る連携、施策を集中的かつ計画的に推進することを目的として、「研究推進支援本部」へと発展的に改組している。研究推進支援本部は、CLIPの任務を発展させ、全学的な研究及び知的財産に関する方針を具体化・実施し、研究戦略会議の定める基本方針及び事項に基づいて具体的な任務を遂行することとなっている。

参 考

【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 学術図書出版助成は、年に3～4冊の刊行を目途としている。2014年度を含めて、例年概ね同程度の刊行がなされている。近年は出版不況の影響を受けて、学術書の刊行環境が悪化していることから、大学の助成により学内審査を経た一定水準の学術書を毎年度数件刊行できる環境が整っていることは、優れた点と言える。

<問題点および改善すべき事項>

- 学術リポジトリへの収録件数は、本学の規模を考えると極めて少ない。また収録論文の過半は大学院生の研究成果や学位論文であり、研究者の研究成果が十分に収録されているとは言えない。また学術雑誌論文の収録は全く進んでいない。これらは、研究者にとって学術リポジトリを活用する意義が明確でないことや、研究支援部門が臨時的に当該業務を行っている状況が変わらず、事務体制が貧弱なことによると思われる。
- 研究者情報データベースについても毎年度、適時更新をする研究者は必ずしも多くはないため、基礎的なデータベースとして十分に活用できる状況にはなっていない。研究等にかかる時間が多くない中で、学術情報リポジトリや研究者情報データベースに時間を割くことは出来ない、入力・収録の意義やインセンティブを見いだせないというのが多くの研究者の反応になっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 学術図書出版助成においては、中央大学出版部からの刊行以外への適用拡大を望む声もあるが、大学経費として助成しているものであることから慎重に対応することとするが、あわせて、こうしたニーズに対しては科学研究費の研究成果公開促進費の活用を促していく。一方で、「1）専門の学問領域におけるすぐれた研究業績、2）外国の古典その他の文献で、学術的価値の高いものの翻訳、3）古文書、その他の貴重な文献・史資料の翻刻または覆刻、4）その他1）～3）と同等の学術的価値を有し出版に値するもの」という助成対象の決定においては、柔軟な解釈により多様な研究成果を対象とするように努める。
- 学術リポジトリの管理運営体制が貧弱なことから、図書館への移管や従事者の増員を検討する。
- 研究者情報データベース等の整備に関しては、これまでの大学評価委員会からの依頼や、学事部企画課からの学事記録の原稿依頼と合わせて、研究戦略会議からも学内の研究者に意義を丁寧に説明し協力を得られるように要請していく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 「科学研究費の研究成果公開促進費の活用促進」については、研究助成だよりやポスター

掲示を行った。

- 2015年度は、7件の紀要が新しく学術リポジトリで公開することとなった。また、シーズデータベースについては、マンパワー不足により、ヒアリングによる新規シーズの掘り起こしは進めているものの、競争的資金へのマッチングを優先しているため、データベースへの登録は進められていない。

【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 学術図書出版助成は、年に3～4冊の刊行を目途としている。2014年度を含めて、各年度とも概ね同程度の刊行がなされている。近年は出版不況の影響を受けて、学術書の刊行環境が悪化していることから、大学の助成により学内審査を経た一定水準の学術書を毎年度数件刊行できる環境が整っていることは、優れた点と言える。
- キャンパスクリエイトのコーディネータによる外部データベースへの掲載が進んでおり、2016年5月現在で13件の本学シーズを登録し、本学のシーズが従来よりも幅広く社会還元している。

＜問題点および改善すべき事項＞

- シーズデータベースへの登録のメリットが、研究者の間に浸透しておらず、登録済みシーズの更新、新規シーズの登録が停滞している。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 学術図書出版助成制度についても、科研費の研究成果公開促進費と併せて学内広報を行う。
- 研究推進支援本部からのシーズ登録の呼びかけを強化する。特に、新任教員説明会をはじめとする教員を対象とした説明会等の際に、シーズ登録のメリットを積極的にアピールする。

5. 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 研究倫理に関する学内規程の整備状況

1) 公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制

本学における公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制については、文部科学省通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下、公的研究費ガイドラインという）の趣旨に基づき、2014年5月より中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程を施行し、公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制について明確化している。本規程は、本学における公的研究費について適正な管理を行い、公的研究費の不適正の使用を誘発する要因を除去するとともに、学内外からの通報に対する適切な取扱いについて定めることにより、公的研究費が不適正に使用されることのない環境を整備するとともに、本学における研究を促進することを目的としている。

具体的には、学長を公的研究費最高管理責任者（以下、「最高管理責任者」という。）として、また、本学専任教員から学長が委嘱した者を公的研究費統括管理責任者（以下、「統括管理責任者」という。）として、学部長、研究科長、全学連携教育機構長、研究科委員長、研究所長、研究開発機構長及び国際センター所長等をコンプライアンス推進責任者と定め、次のような公的研究費の運営・管理に関わる責任及び権限体制を定めている。

各責任者の責任に関し、最高管理責任者は、「本大学における公的研究費の使用及び管理を統括し、これに関する責任を果たす」、また、統括管理責任者は、「基本方針及び基本方針実施細目に従って、公的研究費の使用等の状況を把握するとともに、必要に応じて最高管理責任者に対して、公的研究費の使用等に関する意見を申し述べる」、さらに、コンプライアンス推進責任者は、「当該機関における公的研究費の使用等について、これが適正なものとなるよう、当該機関の啓発を行い、研究者等に公的研究費の使用等について報告を求め、必要に応じて、改善の指示をする」ことを定めている。

2015年度においては、前年度と同様、中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程により設置された公的研究費適正使用推進委員会において、公的研究費ガイドラインにより求められている体制整備の構築についての検討を進め、適宜、「平成27年度 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）履行状況調査報告書」における未履行事項への対応を行った。しかしながら、公的研究費ガイドラインへの対応を進める過程で、2015年9月に、文部科学省より管理条件が付与され、フォローアップ調査の対象となったが、管理条件の対象となった懲戒規程等の整備を行うことにより、2016年4月27日にフォローアップ調査は終了となり、管理条件も解除されることとなった。なお、公的研究費ガイドラインで公表を求められている、本学における体制整備の状況等については、本学公式Webサイト「公的研究費の管理・監査体制」のページを通じて学外にも公表している。

2) 研究活動における不正行為への対応について

本学における研究活動における不正行為への対応については、文部科学省通知「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（以下、不正行為ガイドラインという）の趣旨に基づき、「中央大学における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応に関する規程」（以下、研究倫理規程という）を2016年5月28日付で施行している。本規程は、本学における研究活動上の不正行為の防止及び、学内外からの通報に対する適切な取扱いを含め、研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応についての体制整備等に必要な事項を定め、もって本大学における研究倫理の向上を促進することを目的としている。

具体的には、学長を統括責任者とし、学部長、研究科長、研究科委員長、研究所長、研究開発機構長及び国際センター所長等を研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関する権限と責任を持つ研究倫理教育責任者と定め、所属する研究者等に対し研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならないことを定めている。また、研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応を行うための研究倫理委員会を設置し、研究倫理の向上等に関する事項についての検討を行うこととしている。

なお、学内外からの通報に対する取扱いについても、研究倫理規程において、不正行為ガイドラインに定められている項目に則した制度設計を行っている。

3) 利益相反マネジメント

2008年4月より、本学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメントポリシーを自主的に策定して広く公表することによって、本学の教職員が利益相反を懸念することなく産学官連携活動を行うことができる環境を整備し、本学の社会的信頼を維持し、産学官

連携活動を円滑に推進することとした。本ポリシーにおいては、(1) 研究者の自由な教育研究活動と主体的な産学官連携活動を尊重する、(2) 教職員が利益相反を懸念することなく産学官連携活動を行うことができる環境づくりを行う、(3) 社会から信頼を維持するため、産学官連携活動の透明性を高めるとともに、その説明責任を果たす、ことをその基本方針としている。

また、2011年度からは、全学規程である中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程を策定し、その運用を開始しており、具体的なマネジメントの対象となる連携活動と、これらの対象行為が本規程において定める基準に抵触するか否かを判断する自己確認基準のほか、基準に抵触する場合の相談の仕組みと具体的に対応を行う体制等を定めることで、連携活動とこれを行う教員の職務及び遵守事項との関係を調整し、連携活動に伴う本学の社会的信頼の確保に努めている。

現在は当該規程に基づき、本学多摩キャンパス及び後樂園キャンパスにそれぞれ「マネジメント相談員」を配置し、各教員から申し出のあった案件について適切な対応を行っているところである。

4) 生命科学に関する倫理

本学において遺伝子組換え実験及び細胞融合実験を計画し、実施する際に遵守すべき安全確保に関する基準を示すとともに、安全確保の体制を定め、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的として中央大学遺伝子組換え実験等実施規則を制定している。ここでは、学長が安全確保を図るために本学全般に関する事項を司るとともに、理工学部長が実験の安全確保を図るために理工学部に関する事項を司ることを基本としており、学長からの諮問に応じて各種調査に基づいて学長に対する助言及び勧告を行うことを権限・役割とする、本学設置の「安全委員会」との適切な関係性を構築している。さらには、この規則による学長及び理工学部長の職務執行を補佐し、実験の安全確保を期するために安全主任者を置くことにより、遺伝子組換え実験及び細胞融合実験を計画し、実施する際に遵守すべき安全確保を行うための適切な活動・運営を担保する実施体制を構築し、これによって実験の安全かつ適切な実施を図っている。

なお、本学では人を対象とする研究における研究倫理に関する取り決めについては、保健体育研究所において保健体育研究所研究倫理委員会を2008年度に設置し、研究員の活動を対象として「ヒトを対象とする研究」に係る審査を行っているほか、理工学部において「人を対象とする研究」倫理審査委員会を2011年度に設置し、人を対象とする研究を推進することができるようにしている。理工学部では、暫定的に理工学研究所及び研究開発機構からの審査依頼に対応することで、理工学部以外の部局の教員の研究計画についても審査できるよう方策を講じている。現状の運用に関し、保健体育研究所については、年間4回の委員会開催を前提として、委員会開催の前に事務所管となる保健体育研究所事務室から対象となる研究員に対し「ヒトを対象とする研究」がある場合には当該委員会への申請を行うよう依頼し、申請があった場合に委員会を開催し、必要な審査を行っている。また、理工学部については、事務所管となる理工学部事務室から、対象となる組織の教員に対し「人を対象とする研究」がある場合には、当該委員会への申請を行うよう依頼し、その申請に基づき年2回程度委員会を開催して、適宜、当該教員に対する必要な改善アドバイス等を行うようにしている。

5) 安全保障輸出管理

昨今、大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の輸出管理の重要性が高まり、先端の研究開発を行う大学や公的研究機関においても適切な輸出管理を行う必要性が高まっていることに鑑み、本学では「中央大学における安全保障輸出管理のための学部長会議申し合わせ」を2007年1月から実施している。この申し合わせは、理事長の指示の下で、大量破壊兵器等の製造・開発に転用されるおそれのある貨物や技術に関連し得る研究分野を中心として、不用意な貨物の輸出や技術の提供が行われないよう、本学において管理を的確に行うことを目的としている。また、2015年度より防衛省は、軍事にも民生にも利用可能ないわゆる「デュアル・ユース技術」を対象として、競争的研究資金「安全保障技術推進制度」を実施している。加えて、以前より米国国防総省は、基礎研究等に研究ファンドを展開している。文部科学省からの科研費等と同様に国の予算であるものの、軍事機関との共同研究等となることから、慎重に対応する必要もあり、研究戦略会議において検討していくことで合意している。

(2) 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

制度化に至った研究倫理に係るシステム（中央大学遺伝子組換え実験等実施規則、中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程等）については、それぞれ審議・運営の方法を規程またはそれに準ずる形式により定めており、これに即した適切な運営がなされているが、上述した「人を対象とする研究」の全学的な審査体制の構築を含め、今後、将来的に必要となってくるリスクマネジメント体制の構築に向けても情報収集を継続する必要がある。

参 考

【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 「公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制」については、文部科学省より「履行状況調査報告書」の提出等を定期的に求められており、未履行の項目については対応が求められているため、逐次、必要な対応を実施する必要がある。
- 安全保障輸出管理や人を対象とする研究倫理審査は理工学部の内規として運用されており、全学的なリスクマネジメント体制が整っていない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 「公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制」については、公的研究費適正使用推進委員会における積極的な議論を推進するほか、コンサルタントを導入する等、外部の協力も受けながら対応を行うこととする。
- 研究戦略会議において、「人を対象とする研究」倫理指針および審査委員会を「早急に対応すべき課題」と位置付け、全学的なマネジメント体制の整備に向けて議論を行う。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 2015年度においては、4回の公的研究費適正使用推進委員会を開催し、「平成27年度 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）履行状況調査報告書」の未履行事項への対応を中心に、積極的な議論を進めた。また、新日本監査法人による「公

的研究費の管理体制構築に関する助言（コンサルティング）を受け、自助努力だけでは難しい体制整備を外部の協力も受けながら推進した。その結果、履行状況調査報告書により研究機関に求められている体制整備についての最低限の部分については、概ね整備ができたものと考えている。

- 研究戦略会議において、「人を対象とする研究」の全学的なマネジメント体制の整備に向けた議論が進んでいる。

【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 公的研究費の運営・管理に関する責任と権限体制に関して、文部科学省によるフォローアップ調査の総合所見として、「継続しての、公的研究費の管理・監査体制についての不断の改善」を求められている。2015年度までに早急に策定したガイドラインにより求められている体制を持続可能なものとするための活動が必要である。
- 研究倫理規程が制定され、本学における不正行為ガイドラインへの対応にあたっての基本部分が決まったが、研究倫理委員会を中心に検討を行い、必要な施策決定等を迅速に行っていく必要がある。しかしながら、決めるべき項目が多岐に渡るため、進め方においても、注意深く議論をすることが必要になる。なお、秋以降に文部科学省による履行状況調査等も予定されているため、同調査への対応も考慮しながら、体制整備を迅速に進めることが肝要である。
- 安全保障輸出管理は理工学部の内規として運用されており、全学的なリスクマネジメント体制が整っていない。特に、留学生に関する対応は潜在的に大きな問題であるが、本学としては未対応である。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 公的研究費適正使用推進委員会で策定した「2016年度 中央大学不正防止計画」に定めた不正防止策を実施しつつ、関係部署が十分に連携して、各研究者への対応を密に行うことにより、各防止策の実施率（例：誓約書の提出率、説明会への参加率等）を高める。また、2015年度に粗方の問題点抽出を行ったコンサルティングについて、2016年度も継続して実施することにより、問題点を解消するための具体的な施策を実施する。
- 新しい制度の導入等が必要になることが想定されるため、研究倫理委員会における決定事項を迅速に学内展開していくための仕組み作りの検討を行い、不正行為ガイドライン・履行状況調査で求められている体制整備を早急に進めていく。
- 安全保障輸出管理について全学的な対応が取れるよう、研究戦略会議で方針を検討する。また、留学生については国際関係の部署と連携し、対応を検討する。